

令和４年度 足立区立花畑北中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律７１号。以下、「法」という）第１２条の規定及び国の「いじめの防止などのための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文科科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成２６年２月７日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区立花畑北中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第１ いじめの防止などのための対策の基本的な考え方

１ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

２ 足立区立花畑北中学校いじめ防止基本方針策定の目的

生徒に安全、安心を提供し中学校生活をより活動的に過ごすため健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

３ いじめの防止に向けた学校の方針

- （１）あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- （２）生徒が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識をはぐくむため、児童生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- （３）いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関などと連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- （４）いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- （５）相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

第2 いじめ防止などのために実施する施策

1 「足立区立花畑北中学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、および「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容などを「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。」

2 いじめの防止などの対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員などによって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・各学年1名・SCの8名とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともにいじめ行為への対処を適正に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関などと連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を年1回以上、実施する。また、「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や、道徳年間指導計画などに具体的に位置付け、学年の発達段階などに応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 生徒会の活性化

「いじめ防止月間」を11月に設定し、生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。

ウ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間などに行う生徒の観察を、いじめ実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた生徒のケアができるようにする。

カ 生徒の自己有用感の高揚

すべての生徒に活躍の場を与えると同時に、努力した姿などを認め、賞賛をすることで生徒一人ひとりに自信をもたせる。

キ 保護者への意識啓発

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。また、保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

ク いじめ相談窓口の拡大

学校内にいじめ相談箱を設置する。

ケ 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において担任などが個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた生徒を最優先

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、生徒からの聞き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果について教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、生徒の状況など、個々のケースを十分把握する必要がある。また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合にはただちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような対応であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校または教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によってあきらかになった事実関係について説明する。教育委員会は調査結果を区長に報告する。

第4 日常からできること

1 日常生活

いじめを無くすために、生徒をよく観察し、学年を越えて情報交換をする。生徒は遊びということがあるが、その境界は不明瞭なので、常に「いじめ」ではないかという意識で接していく。発見した場合は、すぐに学級や学年の問題として取り上げ、担任を中心に該当学年・全校で対応していく。いじめは、言葉だけでなく、服装の状態や係活動・給食の様子などからも伺えるので、普段から注意深く観察していく。いじめを受けている生徒から話を聞く場合は、職員室を使わず、相談室などを利用し、内容をしっかり聞くようにする。決して叱るなどの指導は行わない。保護者との連絡も密に行い、家庭に出かけることも必要である。

2 言葉がけ

普段から生徒たちに自尊感情や、有能感を持たせるために、以下のような言葉かけをしていく。

生徒に自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」
- 「大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。」
- 「あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなきゃ。」

- 「約束だよ、信じてるから。」
- 「可能性という自分自身の扉を開こう。」
- 「幸せになってほしいからだよ。」
- 「あなたが必要なんだ。」

3 いじめがあった場合の具体的な指導方法

- ① いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「この事態を心配している人から報告があった」で統一する。
- ② 必ず、一人の教員ではなくチームで対応する。
- ③ 複数の加害者と複数の教員が別部屋で1対1で対応する。
- ④ 15分程度の聞き取りの後に部屋に加害者を残して教員が集合し、情報交換・矛盾

点の分析を行う。

- ⑤ ③、④を繰り返し追求することで、加害者に「いじめの事実」を認定させる。
- ⑥ 事実を認めた加害者に対し反省をさせる。人の気持ちを考えさせること、自分がやったことは絶対に許されないことを認識させ、反省させる。加害者ががんばってきたことの写真（部活動や運動会・白樫祭他）などを見せる。「なのにあなたは、今、何をやってるんだ」といった具合に指導をする。人格否定をせず、いじめたという事実について指導をする。
- ⑦ いじめの事実を認め、反省した加害者は、被害者に謝罪させる。すぐに謝罪させないで、時間をおいて自分がやったことに向き合う時間を作り、謝罪させる。
- ⑧ 周りの傍観者に対して指導をする。

『加害者を正当化しているタイプ』、『仲裁したいけどできないタイプ』、『関心がないタイプ』

1 「観衆」や「傍観者」はいじめを助長したり、抑えたりする重要な存在である。

- ① 傍観者も加害者という自覚を深める。
- ② 人間として正しいことを主張する大切さを徹底して指導する。

2 いじめられる側にも問題があるという受け止めは許されない。

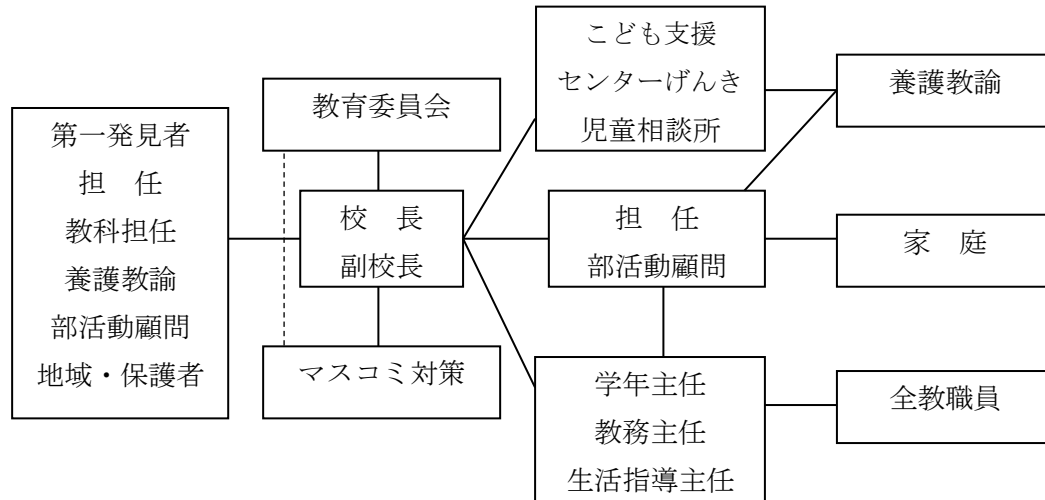
3 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。

- ① 他人に優しくしたり、優しくされたりする経験を増やし、意識させる。
- ② 思いやりのある行動を取り上げ、広める。
- ③ 日常生活や体験活動を通して、温かな人間関係を築く。

4 「かけがえのない命」を大切にする。

- ① 保護者を交えて、いじめの事実を報告する。

5 連絡体制



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

●その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 服に靴の跡がついている

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう